#### 訴状要約版

#### 第1 請求の趣旨

# 1 次回の統一地方選挙でも年齢要件に達しない原告ら(能條桃子、久 保遼)についての地位確認請求・違法確認請求

- (1) 〔主位的請求〕原告らが、次回統一地方選挙の選挙において、被選挙権を行使することができる地位にあることを確認する。
- (2)ア〔予備的請求①〕被告が、公職選挙法10条1項3号乃至5号を改廃しないことにより、原告らについて、次回統一地方選挙において、年齢が満25歳または満30歳に満たないことを理由として、被選挙権の行使をさせないことは違法であることを確認する。

イ〔予備的請求②〕被告が、原告らに対し、年齢が満25歳又は満30歳に満たないことをもって、次回統一地方選挙における被選挙権の行使をさせないことは、違法であることを確認する。

## 2 すべての原告についての国家賠償請求

被告は、原告らに対し金10万円及びこれに対する年3分の遅延損害金を支払え。

#### 第2 事実の経緯:原告らの立候補届の提出とその不受理

原告らは、2023年4月に行われた統一地方選挙に立候補するために、 各々、告示日である同年3月23日(都道府県知事選挙)、同月31日(都 道府県等議会議員選挙)又は同年4月16日(市区町村議会議員)に、当 該各選挙の選挙長に対して立候補の届出を提出したが、原告らの年齢が 都道府県知事については満30歳未満、都道府県議会議員及び市区町村 議会議員については満25歳未満であることを理由として、いずれの届 出も受理されなかった。原告らは、国籍要件、居住要件、供託金納付等、 立候補に必要な他の要件はいずれも備えていた。

# 第3 原告らに被選挙権を行使させないことは憲法に違反する

日本国憲法は国民主権原理に基づき、国民固有の権利として被選挙権を保障する。公職選挙法10条1項3号乃至5号(以下「本件規定」という。)によって原告らの被選挙権を剥奪することは、憲法前文、14条1

項、15条1項、同条3項、22条1項、44条但書、92条及び93条に違反する。

## 1 本件規定は原告らの被選挙権を剥奪している

# (1) 被選挙権は国民主権原理により憲法上保障された権利である

日本国憲法は、国民主権原理を採用しているが、この中心的要素こ そ、公職の選挙権・被選挙権を中心とする参政権である。

国民主権原理にとって選挙権と被選挙権はいずれも極めて重要な価値を持つ。最高裁大法廷は、三井美唄判決(最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1425頁)において「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要」とし、「公職選挙における立候補の自由は、憲法15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は、特に慎重でなければなら」ないとする。

### (2) 地方自治体における被選挙権も当然憲法上保障された権利である

国民主権原理の理念は住民自治の観点から地方自治においても強く 求められる。地方自治体の長・議会もまた国民主権原理に基づく代表民 主制の一態様であることから、その選挙権・被選挙権もまた国民の重要 な基本的権利となる。

#### (3) 原告らは被選挙権を剥奪された

原告らの立候補届出が年齢要件を具備していないことを理由に受理されなかったのは本来全ての主権者に認められるはずの被選挙権が原告らについては剥奪されたことを意味する。25歳又は30歳という年齢に達していなければ一律に被選挙権を認めない。原告らの被選挙権に対する侵害の程度は極めて深刻である。

# 2 被選挙権剥奪の憲法適合性審査には平成17年最大判が採用した基準と同等かそれ以上に厳格な基準が用いられなければならない

#### (1) 平成17年最大判の違憲審査基準が採用されるべき

最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁(在外選挙権制限規定違 憲判決。以下「平成17年最大判」という。)は、選挙権の合憲性につ いて、選挙権又はその行使の制限はやむを得ない事情がない限り原則と して許されないとする厳格な違憲審査基準(以下「平成17年最大判基 準」という。)を採用した。

平成17年最大判の基準は被選挙権についても妥当する。

## (2) 国会は国民の被選挙権を剥奪する裁量を有さない

国民主権に基づく代表民主制は、治者と被治者の同一性を必須のものとする。この分断は許されない。

立法府による被選挙権の剥奪・制限は典型的な利益相反行為である。被選挙権年齢を法律で定める政治家たちにとって、一定の年齢以下の人たちの被選挙権を剥奪・制限してしまえば、若く優秀な自らのライバルの出現を食い止めることができる。被選挙権を剥奪する裁量を代表者たちに認めてしまうことは、ひとたび選任された議員や知事が自らの地位を固定化させるべく被選挙権を安易に剥奪することを許すことになる。実際に歴史上、特に権威主義体制の下で多数派が少数派の被選挙権を剥奪してきた例は、1935年のナチス政権によるユダヤ人の被選挙権剥奪、プーチン政権による野党候補の被選挙権剥奪、ミャンマー軍事政権におけるロヒンギャ民族の被選挙権剥奪、カンボジアにおける有力野党CLPの被選挙権剥奪など多く見られる。

# (3) 平成17年最大判が挙げた各条文の趣旨は被選挙権侵害にも妥当する

平成17年最大判が国民主権原理に由来するとした憲法上の諸規定 (憲法前文、1条、43条1項、15条1項・3項、44条ただし書)の趣旨は、 本件統一地方選挙における被選挙権剥奪事案においても妥当する。

# (4)被選挙権の剥奪は平成17年最大判基準を用いた他の裁判例より も平成17年最大判基準を適用する必要性が高い

平成17年最大判基準を用いたとされる裁判例としては、投票困難者に対する選挙権の事実上の行使制限(平成18年最判)、成年被後見人に対する選挙権制限(平成25年地判)、選挙権との距離が被選挙権よりも遠い在外国民審査権(令和4年最大判)という点で本件よりも国民主権原理の毀損の程度が低くとも平成17年最大判基準が適用されている。本件においても少なくとも平成17年最大判基準が適用されなければならない。

# (5)被選挙権の剥奪は、平成17年最大判が挙げた要素を超える権利 侵害を伴う

被選挙権は選挙権と異なり直接参政権であり、民主政の過程での回復がより困難であり、国民の公務就任権を侵害するものであり、かつ国民の職業選択の自由を侵害するものである。選挙権剥奪の場合よりも、一層厳格な審査が求められなければならない。

# 3 原告らの被選挙権を制限することが選挙の公正を確保するためのや むを得ない手段とはいえない

被選挙権年齢を上記各年齢に定めるやむを得ない事由はない。

(1)被選挙権年齢を高く設定する合理的理由はない

# ア 本件規定は明治憲法の残滓である

明治政府は、1925年にはいわゆる普通選挙を導入したが、政府は被選挙権年齢を25歳に引き下げる案を提出したが、枢密院がこれを拒み30歳に維持された。枢密院には、「青年の軽視、警戒」、「社会主義思想をふくめてひろく現状革新的思想、運動に対する、恐怖、嫌悪、警戒」、「人民を愚民とみる考え方」があったとされる。

当時の若槻内務大臣は普通選挙法案について、民主主義を土台にしたものではない、国民のうち政治能力の発達したもののみに政府が選挙権を与える旨の答弁をしている。この姿勢こそが、年齢的要件を高めさせる要因となった。

戦後、日本国憲法が改正され、本来であれば国民主権原理と代表民主制度の貫徹が求められていたが、当時の議論は、治者と被治者の自同制を理念とする国民主権原理に依拠したものではなく、政府が能力のある国民に参政権を与えるという戦前の発想を引きずるものであった。地方選挙制度改革も同様で、政府は知事の選任を間接選挙とすることを要求するなど保守的な姿勢を取った。最終的に総司令部の意向から、全体の制度としては大幅に民主化されたものが導入されたが、被選挙権年齢は、知事について30歳、市区町村の議員について25歳とされた。

# イ 政府は被選挙権年齢が高く設定された理由の合理性を説明できていない

戦後これまでの間に、被選挙権の年齢の定めの趣旨について国会で 言及されたことが何度かある。政府は、「相当の知識や豊富な経験を必 要とする」とか、被選挙権年齢は「社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されている」などと答弁している。

しかし、本来求められる説明は、25歳未満の人間は「公務に就くための相当な知識や経験」がなく、他方で25歳を超えるとこれらが身につくことを裏付ける、科学的根拠や知見である。政府の説明は、一定の年齢制限を設ける立法目的の正当性を説明しようとしているだけで、その手段の合理性を全く説明していない。

# ウ 社会経験や思慮分別による被選挙権年齢の設定に合理性はない

そもそも、公務につくためには政治家が設定した「相当な知識や経験」が必要とされたり、「社会的経験に基づく思慮と分別」が必要とされたりすること自体、国民主権原理やそれに基づく普通選挙の理念と反する。

また、思慮分別に基づき国民の権利を制限するという思想は、優生 思想と同根である。義務教育を受けていない者や障がい者の立候補制限 等の差別にも繋がりかねない。被選挙権の差別禁止を定める憲法44条 但書が「教育」による差別を禁止することとも齟齬する。

思慮分別や社会経験によって代表者を選別するということは、選挙 における投票によって行われるべきものであるし、実際に行われている。

### エ 若者は低能力であるという前提は近時の研究成果に反する

政府の説明は、若者の思慮分別が低いことを前提にしている。しかし、若者が一律で思慮分別に劣っているという事実はない。近時の研究によれば、若者が低能力であるという認識(ステレオタイプ)は根拠のない偏見に過ぎない(齋藤宙治『子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』233頁以下)。「16歳と17歳の青少年の政治的成熟度は、大人と変わらないことが示されて」いる(同239頁)「16歳の政治的知識、政治的関心、政治的スキル、政治的有効性、寛容性、社会奉仕活動は、すでに大人と同視順であることが明らかにされて」いるし、「16歳はすでに多元的な複雑な市民(citizenship)の概念を持ち合わせている」とされる(同240頁)。

実際、本訴訟の原告らは知識・経験・能力を有した若者である。原告能條桃子は、若者の政治参加が盛んなデンマークに留学し、同世代の若者の政治意識の高さに触発されて、若者の政治参加を身近なものにすることを目的とする一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN (以下「NYNJ」という。)を設立した。NYNJでは選挙の都度若者による政策討論会を

開催し、国会議員を毎週呼ぶなどして若者の要望を伝える活動に取り組んでいる。

原告吉住海斗は、自身の児童養護施設で育った経験を踏まえて、児童養護施設への就職のミスマッチによる離職率の高さを解消するために、児童養護施設内部の雰囲気を可視化する求人プラットフォームを作ることに尽力した。大学卒業後はブランディング会社に就職したが、児童養護施設出身者の声を政治に反映させるために政治家となることを希望している。

原告中村涼香は、長崎県出身で被爆者の祖母を持つ被爆三世である。高校時代から核兵器を世界からなくすことを目指して核兵器廃絶運動に取り組んでおり、大学では同世代の仲間たちとKNOW NUKES TOKYOという核兵器廃絶を推進する団体を立ち上げた。各地での講演活動をとおして核兵器廃絶のための草の根活動に取り組んでいる。そうした活動の中で、若者に共感し若者の声を代弁する若い世代の政治家の存在が必要であると考えるようになった。

原告Chicoは、長崎県出身で、女性蔑視的な文化が残る環境で生まれ育った。そこへの違和感からジェンダー問題に関心を持つようになった。その後アメリカに留学してジェンダーに関する多様な価値観に触れる中で、政治の世界に女性や女性の意見に理解のある人々が増えなければ女性の意見を踏まえてルールを変えることができないのと同様に、議会に若者が増えなければ若者の意見を踏まえたルールをアップデートしてより良い社会を創ることはできないと考えるようになった。

原告久保遼は、原子力発電所が多く存在する福井県で生まれ育った。中学生の時、原子力発電所を巡る賛成派反対派の意見を聞く中で反対派の声と実際の政策の間に大きな乖離があること、政治が全く地元の人たちに寄り添っていないことなどを知り、市民一人一人が政治に関わっていかなくてはならないと考えるようになった。若者が感じる社会課題(環境問題や学費問題)に共感してそれを政治の場で代弁できるのは若い世代の政治家であるから、被選挙権年齢を引き下げて、より多くの若者が政治に参加する途を開くべきであると考えている。

原告中村涼夏は、鹿児島県指宿市で生まれ、種子島の海で毎日のように遊びながら育った。次第に環境問題や自然問題に取り組む科学者やNGOの活動家になりたいと考えるようになった。2020年1月にはグレタ・トゥーンベリ氏が立ち上げたFridays For Futureの日本支部を設立して気候変動に関する提言書や声明の発信などにも取り組んだ。大学進学後は、気候変動について小泉進次郎環境大臣との意見交換を行い、

国会で意見陳述をする機会も得た。若者の代弁者が生まれない大きな原因は、被選挙権年齢が25歳や30歳に設定されていることにあると考えており、自身に被選挙権が認められるのであれば、同じ問題意識を持つ議員や首長と一緒に活動したいと強く願っている。

彼らが一般的な25歳又は30歳以上の国民よりも一律で「相当の知識や豊富な経験」がなく、また「社会的経験に基づく思慮と分別」がないと決めつける根拠はどこにもない。

## オ 被選挙権以外は18歳から認められている

選挙権、国民投票、行為能力、訴訟能力はいずれも18歳である。18歳以上であれば、法人の代表者、裁判員、検察審査員、農業委員会委員、漁業調整委員会委員、さらには国務大臣(民間採用)に就任することもできる。

裁判員や検察審査員などの職業には民主的統制の仕組みがないにも 関わらず年齢制限は設けられておらず、他方で地方自治体の長や議員な どには選挙による選抜という民主的統制の仕組みがあるにも関わらず、 なぜかここにだけ制限が設けられている。

(2) 国会や各政党の公約等でも、被選挙権年齢を現状維持することに 合理性がないことは当然の前提とされている

国民投票法や選挙権年齢引き下げの議論の過程で、被選挙権年齢を引下げるべきだとする国会答弁がいくつかなされている。多くの政党も被選挙権年齢の引き下げを公約として掲げている。地方議会や都道府県知事の被選挙権年齢についても様々な公的機関から引き下げが提案されている。いずれの議論においても、被選挙権年齢を現状維持することに合理性がないことは当然の前提とされている。

(3)各国の議論においても18歳以上の者から被選挙権を剥奪することは不合理であるとされている

比較法的にみても日本のように被選挙権年齢を25歳以上としている 国は少ない。下院について、36カ国のうち被選挙権年齢を18歳として いる国が21カ国(58.3%)、21歳としているのが9カ国(25%)である。 地方議会の被選挙権年齢も18歳と定めている国が多い。欧州評議会の 報告書によれば、加盟国47カ国中36カ国が地方議会の被選挙権年齢を1 8歳と定めている。

## (4)被選挙権年齢の引き下げは社会からの要請である

被選挙権年齢の引き下げは健全な民主主義社会の発展のために不可欠な要請である。第1に、議員のなり手不足問題の解消にも繋がる。第2に、候補者が増え、投票をする側にとって選択肢が増える。第3に、25歳未満の若者の声を代弁する議員等が増えれば、同世代の若者の投票率が上がり若者全体の政治参加が促進される。イギリスでは21歳から18歳に引き下げられたが、引き下げ前は18歳から24歳の若者の投票率は約40%であったところ、引き下げ後は約70%まで上昇している。第4に、政策の内容にも変化が現れる。イエール大学のマクリーン教授の論文によれば、若年層の政治家が増えると、インフラへの長期投資を通じて児童福祉への支出を増加させるなど、若年層の幸福に影響を与える支出に大きな影響を与えるとされる。

# 第4 次回統一地方選挙で被選挙権を行使することができる法的地位に ある (請求の趣旨1(1)、2(1)の適法性)

主位的請求は、原告能條桃子と原告久保遼について、次回の統一地 方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙において、被選 挙権を行使することができる地位にあることの確認を求めているが、こ れは実質的当事者訴訟(行政事件訴訟法4条後段)のうち公法上の法律 関係に関する確認の訴えである。

本訴訟は法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められるから、 訴訟要件を充足する。

# 第5 次回統一地方選挙で被選挙権を行使させないことは違法である (請求の趣旨1(2)、2(2)の適法性)

予備的請求① (請求の趣旨1(2)ア、2(2)ア) は、主位的請求が認められない場合に、被告が本件規定を改廃しないという立法不作為により、原告能條桃子と原告久保遼について、次回統一地方選挙で被選挙権を行使させないことが違法であることの確認を求めている。同じく予備的請求② (請求の趣旨1(2)イ、2(2)イ) は、被告が原告能條桃子と原告久保遼について、それぞれ25歳又は30歳に満たないことをもって被選挙権の行使をさせないという状態を作出していることが違法であることの確認を求めている。

本訴訟は法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められるから、 訴訟要件を充足する。

## 第6 国家賠償法1条1項の違法 (請求の趣旨1(3)、2(3)、3)

被告は、原告らが現実に被選挙権を行使するために新たな立法が必要であるにもかかわらず、被選挙権の行使に必要な諸規定を整備する法改正をせず、義務を怠った。この立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

原告らは、被告の違法行為によって、被選挙権という国民主権原理に基づく重要な主権を行使する機会を失った。その精神的苦痛は、一人当たり金10万円をくだるものではない。

## 第7 終わりに

戦後まもなく選挙法の改正に迫られた政治家たちは、選挙権にせよ被選挙権にせよ、自分たちがどの国民に権利を与え、どの国民にそれを与えないでおくかを、自由に決められると考えていた。天皇主権から国民主権への変化が求められても、政治家たちはそのような根本的で急激な発想転換ができなかった。しかし、80年が経過した国民主権が根付いた時代に、そのような時代に決められた被選挙権年齢を維持する必要はない。

ある選挙において直接参政権の行使である被選挙権が奪われれば、 次の任期まで、その者は本来日々政治家として行使することができてい たはずの主権行使の機会を全て奪われる。当該機会における主権の行使 は、永久に剥奪される。

25歳や30歳未満の若者から被選挙権を剥奪してきたこの80年弱は、 無数の主権者から主権を剥奪してきた歴史でもある。真の国民主権の実 現のため、この不合理な差別はここで終わらせるべきである。

以上